

預金保険法第80条に基づく報告書及び計画書

平成14年6月19日

上田商工信用組合

金融整理管財人 佐藤 亘 司

金融整理管財人 土屋 準

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	1
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
①投資有価証券	3
②商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	5
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	5
③経費の削減	5
④地域金融機能の維持	5
⑤内部管理体制の整備	5
⑥責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	5
(3) 事業譲渡の見込み	5

II. 経営に関する計画

1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7

(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	7
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	7
(1) 基本運営方針	7
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	8
①与信業務運営方針	8
②資金調達業務運営方針	9
③投資業務運営方針	9
④経費運営方針	9
⑤その他の業務運営方針	9
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	9
(1) 経営責任の明確化	9
①旧経営陣の辞任等	9
②役員退職慰労金	9
(2) 経費の削減	9
①人員及び人件費の削減	9
②物件費の削減	9
(3) 店舗統廃合	10
(4) 保有資産の処分	10
(5) 内部管理体制の整備	10
(6) 関連会社の整理	10
(7) 不良債権の回収強化	10
4. 法令等の遵守	10
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年12月28日、預金保険法第74条5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産を以って債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月28日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和29年2月3日長野県上田市及び小県郡に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。

営業地域については長野県の東信地区及び北信地区の一部とし、店舗は上田市に本店、その他支店12店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者及び勤労者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

②経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務の拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降長引く景気低迷や、もともと経済基盤の脆弱な組合員に対する信用リスクは大きく、主要取引業態である建設業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。また、平成13年度に入り、時価会計が導入されたこと及び証券市場が下落したことを踏まえ、平成13年9月期で自己査定を行ったところ、特に大口の貸出が不良債権化したことや担保価値の下落等を主因に、追加引当2,797百万円が必要となるとともに有価証券の減損処理251百万円が必要となったことから、大幅な債務超過となりました（組合員勘定▲2,390百万円）。

こうした状況の中にあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

③破綻に至った要因

担保不動産の評価方法に明確な基準が無かったため、評価が担当者まかせで、客観的なものとなっておらず大幅な担保不足が生じたこと、連帯保証人の保証能力の調査不足など、債務の返済可能性について融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、不良債権回収の重要性に対する認

識の甘さから、管理回収部門へ十分な人員配置が行われておらず、延滞が発生しても面談して返済を促すなどの措置が取られていないなど、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、効果的な経営施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

①資本の状況

当組合は、県検査に基づき平成11年12月末時点の自己査定に基づき自己資本比率を算出した結果2.11%となり平成12年3月長野県知事より早期是正措置が発動され、これに対する自己資本充実策を織り込んだ経営改善計画書を平成12年4月財務局に提出いたしました。平成12年3月期自己資本比率は3.46%でありました。

平成12年8月に実施された財務局による検査の結果、平成12年3月期自己資本比率は2.21%となりましたが、平成12年度下期に331百万円の増資を実現、また、全信組連の資本増強支援規程に基づく劣後ローン350百万円の借入により資本の増強を図り、平成13年3月期の自己資本比率は5.10%となりました。

平成13年9月末において自己査定を行った結果、貸倒引当金の大幅な積み増し等により、損失3,167百万円が発生し、これにより債務超過▲2,390百万円、自己資本比率は▲9.19%と大幅に低下することとなりました。

②自己資本回復の断念

当組合は、平成12年度の決算を踏まえて本年度は、100百万円の増資、貸出金利息収入前期比2億円の増加、更なる経費削減を盛り込んだ事業計画を策定いたしました。前年度の増資運動実施後間もないことや、さらに組合員に負担を頂くことになること等から各営業店の推進力が鈍っており、目標額の達成が困難な状況となりました。

貸出金利息収入の増加につきましては、融資先の業績不振、変動金利証書貸付の自動的金利引下げ等により、目標の達成が困難な状況となりました。

さらに、9月末時点の自己査定を実施した結果、融資先の経営悪化による債務者区分の変更、倒産先の新規発生、担保価格の下落に伴う多額の償却引当の増加、今期より適用となった時価会計による有価証券評価損の計上を行った結果、大幅な債務超過の状況となりました。

ペイオフ解禁を目前に迫ったこの時期、前期並の自己資本比率を維持し、経営の健全性を保持していくためには、資本増強策を極めて早期に実現する必要に迫られました。

しかしながら、具体策も見いだせない状況の中、当組合の財産を以って債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年12月28日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である東信地区（上田市、佐久市等）の建設業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

〈貸出金残高推移〉店舗数：13店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	46,909	100.0	43,648	100.0	40,761	100.0	41,778	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	36,531	78.1	33,483	76.7	30,250	74.2	29,650	71.0	29,059	67.7
うち個人	9,649	20.3	9,697	22.2	9,782	24.0	11,214	26.8	13,325	31.0
うちその他	728	1.6	467	1.0	728	1.8	912	2.2	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務は、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉店舗数：13店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	57,629	100.0	55,203	100.0	53,197	100.0	52,111	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	40,750	70.7	38,947	70.5	38,186	71.8	36,065	69.2	52,367	79.7
うち法人預金	14,093	24.5	13,084	23.7	11,792	22.2	11,442	22.0	11,118	16.9
うちその他	2,785	4.8	3,171	5.8	3,216	6.0	4,604	8.8	2,247	3.4

※「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、本年度に入り、資金繰り対策として売却をし、残高は大幅に減少しました。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	4,391	3,935	2,520	▲481
国債・地方債	1,119	1,066	58	2
社債	2,851	1,158	19	4
株式	81	184	175	▲54
その他	338	1,525	2,266	▲434
貸付有価証券	—	—	—	—

②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産(事業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

〈固定資産の状況〉(平成13年9月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	13	1,025	913	▲112	13	624	624
所 有 不動産	3	420	164	▲256	2	104	104

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合
破綻先債権	1,258	3.1	1,456	3.5	1,163	2.3
延滞債権	3,424	8.4	5,538	13.3	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	339	0.8	177	0.4	195	0.4
貸出条件緩和債権	5,198	12.8	4,417	10.6	2,239	4.5
合 計	10,220	25.1	11,590	27.7	7,999	16.0

〈金融再生法の開示債権〉

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	5,123	11.6	3,311	6.2
危険債権	1,956	4.5	2,510	4.7
要管理債権	4,595	10.5	2,382	4.5
正常債権	32,221	73.4	44,817	84.6
合 計	43,897	100.0	53,020	100.0

(6) 関連会社の状況

関連会社につきましては、事業譲渡するまでに当組合との関係を絶ち存続させる方針であります。

会社名	主な業務内容
上商商事株式会社	① 損害保険代理業 ② 不動産賃貸業

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中

小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭におき事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年3月12日に長野県信用組合、美駒信用組合、長野信用金庫、上田信用金庫、及び株式会社八十二銀行と事業譲渡契約を締結しました。今後は、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。